

1 現状と課題

一般健康相談事業・事業所健康診断事業

(1) 各種健診の現状

【一般健康相談事業】

就学、就労のために診断書が必要な市民のため、各区保健所にて実施

一般・事業所健診実績 (人)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
一般	2,224	2,406	2,094	1,723	1,544	620	550
事業所	2,961	2,917	2,851	2,731	2,647	2,730	2,561

※平成23年度以前の一般健診実績には、平成23年度末をもって終了した、血液型検査、検便検査、寄生虫(ぎょう虫)検査等が含まれる。

【事業所健康診断事業】

労働安全衛生法に基づき事業所が実施を義務づけられている、従業員の健康診断について、労働安全衛生規則第44条に定める健康診断項目を各区保健所にて実施(対象は従業員49人以下の事業所)

市内民営事業所数と事業所健診利用所数の比較

市内民営事業所数	39,441社 …a
従業者	285,226人
健診利用事業所数 (うち過去利用歴あり)	620社 …b (513社) …c
事業所健診受診者数 (うち過去受診歴あり)	2,561人 (1,869人)
利用率	1.6% …b/a
同一事業所リピート率	82.7% …c/b

※出典:平成24年経済センサス基礎調査における49人以下の事業所
※実績数値は平成24年10月～平成25年9月までの調査結果

【一般・事業所健診共通】

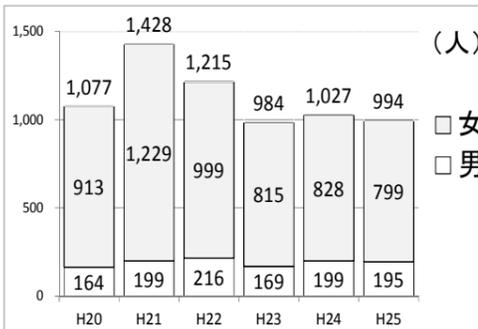
- 各区2回/月、定員数各回20～30人
- 実施体制:直営実施平均11.4人
- 健診費用:最大4,680円
- 事業費 9,265千円(平成25年度決算)

若年健診・保健指導等事業

特定健診の対象とはならない18歳～39歳を対象として、生活習慣病のリスク低減及び40歳以降の特定健診・保健指導への動機付けを目的とした健康診断・保健指導(平成20年7月開始)

- 対象者数:川崎市国民健康保険加入者数73,575人(20～39歳、平成26年3月現在)
- 各区1回/月(健診・保健指導それぞれ)、定員数各回20～35人
- 健診費用:1,650円
- 実施体制:直営実施平均12.7人(健診当日)、平均8.7人(保健指導実施日)
- 事業費:6,374千円(平成25年度決算)

若年健診実績



※受診者のうち動機付支援、積極的支援及び受診勧奨の割合(男女別)

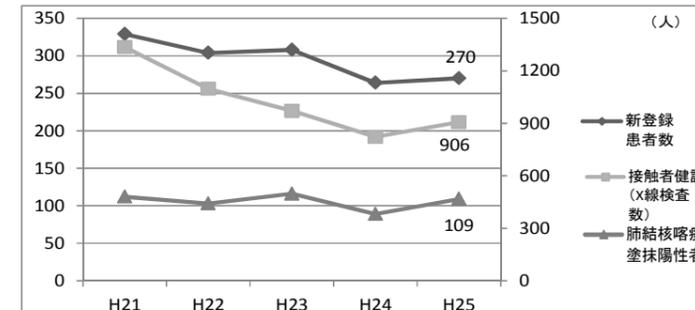
- 女 10.3%
- 男 40.5%

結核健診事業

感染症法に基づき市が実施

- 管理検診:結核患者の回復期の健康診断(半年毎に2年間)【感染症法第53条の13】
 - 接触者健診:結核に感染した疑いのある者に対する健診【感染症法第17条】
 - ハイリスク健診:第2種社会福祉施設に入所する者に対する健診【感染症法第53条の2】
 - 小・中学校児童生徒定期健康診断結核健診のフォローの健診:市内小学校・中学校の健康診断において結核感染の確認が必要な児童生徒への健診【学校保健法】
- ※①③は胸部X線、必要時喀痰検査、②はIGRA(T-SPOT等の血液検査)検査、胸部X線撮影、④は胸部X線撮影、必要時IGRA検査他を実施
- 健診費用:無料
 - 実施体制:直営実施平均7.0人(①～④)及び医療機関への委託併用(①②)
 - 事業費:14,825千円(平成25年度決算)

結核健診実績



(2) 各種健診における課題

●保健所が担うべき役割の変化

保健所設立当初は健診が実施可能な民間医療機関が少なく、保健所で健診を実施する意義があったが、現在は市内のほとんどの民間医療機関等で診断書の発行、法定健康診断(事業所健診)の実施が可能

●健診及び健診の事後措置は、市ではなく保険者や事業所の責務

●受益と負担、民間との役割分担の適正化の必要性

- 受診料が民間と比べ廉価(民間は8,000円～13,000円程度)
- 実施回数・受付人数に限りがある。(若年健診・保健指導等共通課題)
- 一部の事業所が繰り返し利用している。

●幸区役所の庁舎建替への対応(平成27年度から幸区でのX線撮影が終了(結核健診共通課題))

●専門職種の確保(各種健診共通課題)

●健診に必要な検査機器の老朽化に伴う更新コスト(各種健診共通課題)

●事業開始当初の狙いと相違

- 生活習慣病のリスクが高い人の利用は一部にとどまっております。健康に対する意識の高い人の利用が多い状況(特に生活習慣改善や受診が必要な人は男性に多く、リスクが高いと思われるが実態は女性の利用が多い)
- 国民健康保険以外の医療保険加入者で他の健診を受ける機会がある人が、受診者の4割強を占めている。

●受診機会の制限

受診を希望しても、月一回の決まった日程に受診しなくてはならない。民間の医療機関、健診機関でも受診が可能

●国民健康保険の35歳・38歳健康診査との重複

●生活習慣病予防の取組強化の必要性

●本市における罹患率、健診者数の減少

結核健診の効率的・効果的な実施の必要性

●保健福祉センターで結核健診を実施する必要性

他都市と比較すると依然として高い罹患率であり、集団感染の発生が疑われる場合に、速やかに接触者に対する健診と聞き取り調査の実施が必要(罹患率:市18.34、川崎市37.29、全国16.69/対10万人)

●「感染症法に基づく結核の接触者健康診断の手引き(第5版)」の改定(平成26年3月)

接触者健診においてはIGRA(T-SPOT等の血液検査)が第1優先となりX線撮影は、有症状のある接触者、結核の既往のある接触者、IGRA陽性者に実施することと定められた。

2 今後の方向性

市民の健康を取り巻く環境の変化等を踏まえ、各種健診のあり方を抜本的に見直し、事業の効率化を図るとともに地域保健の課題解決に向けた取組強化への転換することで健康づくり及び感染症対策の推進を図る

一般健康相談事業・事業所健診事業

各区保健所における一般・事業所健診については、社会情勢の変化に伴い見直しを行い、今後は保健所が率先して担うべき地域保健の課題の解決に向けた取組を強化していくこととする。

- 平成27年度末をもって事業廃止
 - ・平成27年度は、幸区役所の庁舎建替に伴い幸保健所実施を終了し、7か所から6か所実施に変更する。
- 地域保健の課題解決に向けた取組への転換
 - ・若年健診・保健指導等事業の見直しに合わせて、生活習慣病の重症化予防の取組
 - ・地域包括ケアシステム推進に向けた取組の実施

若年健診・保健指導等事業

効率的、効果的な健康寿命の延伸の取組への転換を図る。

- 平成27年度末をもって事業廃止
 - ・利用者実態を踏まえ、より効果的・効率的な生活習慣病予防対策のため、健診という手法にとらわれない取組を行う。
- 生活習慣病の重症化予防の取組
 - ・国民健康保険、生活保護などの関係部署と連携した取組
- 生活習慣病予防の普及啓発強化
 - ・職域保健、学校保健等との連携、働きかけを行う。

結核健診事業

保健福祉センターにおける健診実施の効率化を図る。

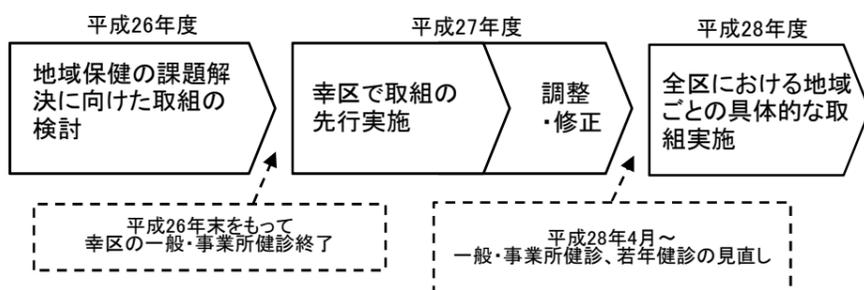
- X線撮影の実施機関集約
 - ・X線撮影について、平成28年度から4区(川崎区、中原区、高津区、多摩区)に集約して実施。平成27年度は、幸区役所の建替に伴い、幸区を先行して集約
- X線撮影装置を共用する保健福祉センター間で連携して、円滑な結核健診の運営を図る。
- X線撮影装置の更新
 - ・X線撮影装置を配置する区において、計画的に機器の更新をする。

3 具体的な取組

一般健康相談事業・事業所健診事業、 若年健診・保健指導等事業

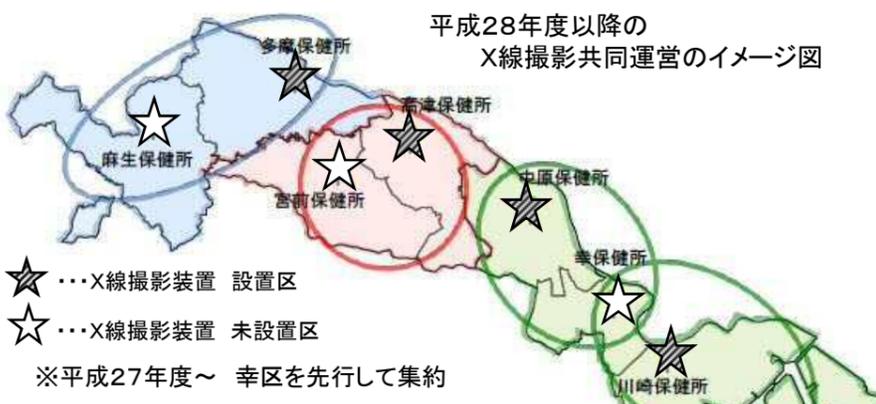
- 市民広報
 - ・各種広報媒体(HP、市政だより、窓口チラシ等)を用いての市民への周知
 - ・広報時期の調整(幸区役所庁舎建替え、供用開始に係る広報)
 - ・市内健康診断実施医療機関への誘導(「かわさきのお医者さん」の活用)
- より効率的な生活習慣病予防の取組の検討
 - ・開設型の事業運営から、アウトリーチの手法への転換
 - ・行政が対応すべき対象者への働きかけ(自ら保健行動を取れない人など)
 - ・働き盛り世代の健康管理を担う職域保健、学校保健及び庁内外の様々な関係機関等との連携
 - ・国保データベース(KDB)システムを活用した重症化予防の取組に向けた手法を検討
- 地域保健の課題解決に向けた取組の検討
 - ・地域住民の主体的な健康づくりの推進
 - ・地区診断、部署横断的連携、多職種連携等の検討
 - ・幸区において取組の先行実施

地域保健の課題解決に向けた取組強化への転換の流れ

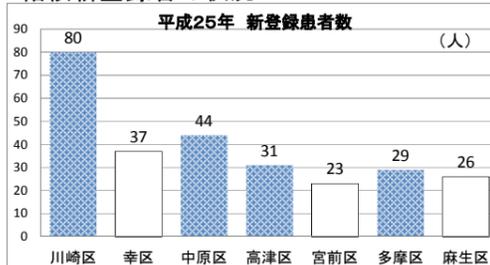


結核健診事業

- 隣接する区との共同運営
- X線撮影装置のある区へ職員の派遣
- X線撮影装置のない区における読影装置の配備
- 医療機関受診を市民が希望した場合の受診票発行
- 有症状等でIGRA検査とX線の双方の検査が必要となる場合の医療機関紹介のための受診票発行



結核新登録者の状況



結核新登録患者の状況、交通の利便性を考慮

地域保健の課題解決に向けた取組の方向性

質の高い地域支援体制を構築することで地域包括ケアシステムを推進

- ★地域包括ケアシステムの取組、地域保健事業のあり方の検討と整合を図る。
 - ・地域包括ケアシステムを円滑に推進するうえで地域保健の課題を把握する必要があるため、関係機関・関係部署と地区把握及び分析を行い共有する仕組みを強化する。(地区診断、部署横断的連携会議多職種連携等)
 - ・地域ごとの様々な課題に応じた具体的な取組

- ★健康寿命の延伸
 - ・生活習慣病予防に効果的な若い世代・働き盛り世代へのアプローチとして地域保健、職域保健及び学校保健等との連携を強化。特に、中小企業が関係機関と連携・協働して健康づくりに取り組めるよう、情報の共有と保健事業の協力を行う。(協会けんぽ等)
 - ・国民健康保険、生活保護などの関係部署と連携した取組の実施
 - ・企業・地域と協働し、健康づくり・介護予防に取り組みやすい環境づくりを進める。
 - ・健康づくり・介護予防については、地域の実情に応じて、区が主体となった市民協働の取組を推進し、地域における支え合い、助け合いなどのコミュニティづくりを進める。
 - ・国保データベース(KDB)システム等のICTを活用し、データに基づく保健事業の実施に取り組む。

- ★健康危機管理として平時から体制を備える
 - ・発生時における、多職種連携による迅速かつ的確な対応
 - ・感染症のまん延防止と普及啓発、市民とのリスクコミュニケーション、マニュアルの整備、職員のスキルアップ等